

湯沢市歴史資料館整備
基本構想策定に向けた検討会の提言

平成30年12月17日

湯沢市歴史資料館整備検討会

基本構想策定に向けた検討会の提言**目 次**

提言にあたって	・・・・・・・・	2ページ
1. 設置目的と基本理念	・・・・・・・・	3ページ
2. 機 能	・・・・・・・・	5ページ
(1) 「公開」	・・・	5ページ
(2) 「教育普及」	・・・	8ページ
(3) 「収集・保存」	・・・	9ページ
(4) 「調査研究」	・・・	11ページ
3. 施設・付帯サービス施設	・・・・・・・・	12ページ
4. 設置準備	・・・・・・・・	14ページ
5. 運営体制	・・・・・・・・	15ページ
6. 立地環境	・・・・・・・・	17ページ
7. 名 称	・・・・・・・・	17ページ
経 緯	・・・・・・・・	18ページ
委員名簿	・・・・・・・・	18ページ

基本構想策定に向けた検討会の提言

提言にあたって

博物館的な歴史資料館の整備は、かけがえのない歴史遺産を後世に継承する上で、湯沢市民にとって重要な役割を担うものです。

私たちは、平成29年9月に市議会において採択された「歴史民俗資料館の建設促進に関する陳情書」を踏まえ、郷土愛を育む場所として、湯沢市に最も相応しい歴史資料館整備の在り方について、4回の検討会を開催しました。その中で設置目的、基本理念、求められる機能、収集・保存や調査研究のもたらす意義等の検討を重ねてまいりました。

今般、検討会委員の総意のもと結論を得ましたので、ここに提言いたします。

今後市におかれましては、本提言を踏まえ、市民をはじめ多くの人たちに、湯沢市の成り立ち、自然のありよう、歴史・文化の変遷、先人たちの営み、自然との共生・利用等について、ゆかりの文化財や多様な情報等によって振り返り、湯沢市を「知る」ための生涯学習の拠点施設としていただきたく、ここに所望いたします。

また、将来的には地域の活性化にも貢献されるような歴史資料館の整備に向け、邁進されることを期待するものです。

平成30年12月17日

湯沢市歴史資料館整備検討会

座長 高橋 喬 司

基本構想策定に向けた検討会の提言

1. 設置目的と基本理念

(1) 【扱う対象と設置の意義】

湯沢市の成り立ち、自然のありよう、歴史・文化の変遷、先人たちの営み、自然との共生・利用等について、ゆかりの文化財や多様な情報等によって振り返り、湯沢市を「知る」ための拠点とする。

(2) 【市民のための組織】

市民が湯沢市を深く「学ぶ」意欲や、より広汎な学習意欲に応えられるよう、さらには新たな学習意欲を生み出すよう、新資料館が自律的に成長を遂げ、積極的に情報を発信し、市民の旺盛な学習意欲に応え、市民の生涯学習の拠点とする。

(3) 【組織のあり方】

新資料館自らが積極的に調査研究を進め、最新の情報を分かり易く市民に還元するとともに、社会や市民等と積極的に関り、その負託に応じていく。

(4) 【存在のあり方】

児童・生徒を始めとする幅広い年齢層の市民、さらには湯沢市を訪れる人々に対して開かれた施設であり、市民が誇りとする存在となり得るものとする。

(5) 【運営の特色】

市民や市内外の諸機関や諸団体と連携・協働し、充実した運営を目指していく。

(6) 【設置・運営の効果】

上記【扱う対象と設置の意義】から【運営の特色】までを通して、市民に体感する感動、知る喜び、生きる活力、生活の潤い、心の癒やし等を届けるとともに、湯沢市の歴史・文化や先人の営み等を敬い、湯沢市を愛し、誇りとする気持ちを育む場としていく。

(7) 【社会的な存在意義】

上記【設置・運営の効果】に基づき、明日の湯沢市を考え、「新たな湯沢市」を構築するための拠点とする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(8) 【存在意義の波及】

上記【設置・運営の効果】及び【社会的な存在意義】により、市民に対しては他所にはない施設や事業を通して市民たる「誇り」を育むとともに、市民活動の学術的な中心・結節拠点と位置付け、市外に対しては湯沢市の存在や魅力等、「ブランド力」の向上に寄与される。

(9) 【関係諸法令等の遵守・市政計画との整合性】

新資料館は、「文化財保護法」や「博物館法」等関係する諸法令等を遵守するほか、「湯沢市総合振興計画」や「湯沢市社会教育中期計画」等中長期市政推進計画に裏付けられ、公的機関として相応しい存在としていく。

基本構想策定に向けた検討会の提言

2. 機能について

新資料館が担うべき機能を、(1)「公開」、(2)「教育普及」、(3)「収集・保存」、(4)「調査研究」とする。

(1) 「公開」について

【公開の対象】

対象は、湯沢市の自然環境、歴史・文化、文化財（有形文化財、無形文化財）、特色ある行事や伝統産業、暮らしのありよう、自然との共生・利用等とし、幅広い年齢層から成る市民に、これらの情報を周知していく。

【公開の手段】

手段は、展示と実演（無形文化財、行事、伝統産業、口承文芸等）とする。

【保存との両立】

展示は、展示される文化財の属性（素材や脆弱性）に配慮し、館内環境（虫菌害・温湿度等）を適正に維持するとともに、適切な什器や機材を選択し、「公開」と「保存」の両立を図る。

【展示の意義】

展示は、『佐竹南家日記』を始めとする秋田県指定文化財、「松岡経塚出土品」を始めとする国有品及び国指定品を公開し、市民が歴史・文化、文化財を身近な存在と実感できるようにする。

【展示のあり方】

展示は、幅広い年齢層に対応するため、伝達する情報の内容や表現を吟味するとともに、印象的かつ非日常的な空間構成も配慮する必要がある。

【展示の区分】

展示は、常設展示と企画展示とする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

【常設展示の手法】

常設展示は、一次資料（文化財や文化財の複製・復元資料等）や二次資料（画像、映像、音声、模型等）を積極的に活用し、歴史・文化を体感し、親しみ易く、分かり易くかつ印象深いものを目指す。

【常設展示の情報】

常設展示は、湯沢市を「知る」ために不可欠かつ特徴的な事象を精選し、秩序立てて展開するとともに、最適な情報伝達手段を用い、適切かつ効果的なものを目指す。

【常設展示と学校教育】

常設展示は、学校教育との連携を念頭に置くものの、単なる学校教育の補完に止まらず、体感する感動、知る喜び、テーマや内容の斬新さや深さ、楽しさや分かり易さ等により、新資料館ならではの方向性を目指す。

【常設展示の更新】

常設展示は、年限を定めて内容を再検討し、陳腐化した設備や情報等を更新する必要がある。

【常設展示の補遺】

常設展示には、映像展示（無形文化財、行事、伝統産業、口承文芸等）を設けることが望ましい。

【企画展示の目的】

企画展示は、普段は見る機会に恵まれない貴重な文化財を、その属性（素材や脆弱性）に応じて一定期間公開し、文化財自体が持つ造形的な魅力や歴史的な意義を、周知するために行う。

【企画展示の自主性】

企画展示は、新資料館が主体的に企画することとし、市民の幅広い学習意欲に応えるべく、幅広いテーマ、市民の興味関心を惹くテーマ、時宜を得たテーマ等を設定することとする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

【企画展示の多様性】

企画展示は、いわゆる「巡回展」や「共同開催展」等も積極的に受け入れ、市民の「文化力」向上に資するとともに、「学習拠点」たる新資料館の存在や活動の意義、実力を高めるものである。

【実演について】

実演は、無形文化財、行事、伝統産業、口承文芸等を対象とし、可能な範囲で定期的開催されることが望ましい。

【実演と展示】

実演の内容をより詳細に周知すべく、実演と展示との連携を図る。

【観光客への対応】

市民に湯沢を知ってもらうことに念頭を置くが、市外から訪れる観光客にも配慮するものとする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(2) 「教育普及」について

【教育普及の対象】

対象は、新資料館が扱う、自然環境・文化財・先人たちの営み等とし、児童・生徒を始めとする幅広い年齢層から成る市民に対して、その来歴や意義等を詳細かつ懇切に解説するとともに、歴史・文化等の学習や伝承、新たな担い手の育成等に寄与するものである。

【教育普及の手段】

手段は、講座等の学習会、古文書読解等の研究会、実習や体験学習等の実技講習、特色ある史跡・街並み・伝統産業・文化財の探訪等の野外学習、学校教育との連携事業等のプログラムを定期的に開催し、市民の旺盛な学習意欲に応える。

【市民の学習意欲への対応】

旺盛な学習意欲に応えるべく、学習の参考となる書籍や二次資料を多数所有・公開するとともに、インターネット等による情報の検索機能、学習相談の窓口（「レファレンス」機能）を設ける。

【教育普及と学校教育】

「新たな湯沢市」の担い手となる児童・生徒の団体利用を対象とした教育普及プログラムの開発と実施により、地域学習や生涯学習施設としての新資料館への理解度の向上等に貢献するとともに、学校教育との互恵的関係を積極的に構築していく。

【教育普及情報の発信】

情報発信は、新資料館の出版物やパンフレット等のほか、広汎な伝達を可能とするインターネットやSNSを活用する等、積極的な取り組みが望まれる。

【教育普及情報の頒布品】

頒布品は、展示図録や資料目録、研究紀要や施設案内等の出版物のほか、伝統産業を活用したオリジナルのミュージアムグッズの開発も目指していく。

【観光客への対応について】

市民向けの学習メニューの提供を主軸とするが、市外から訪れる観光客にも気軽に学べるようなプログラムにも配慮するものとする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(3) 「収集・保存」について

【収集・保存の目的】

新資料館が対象とする自然環境・文化財・先人たちの営み等について、その特性が顕著であり歴史的文化的意義が高いと認められる文化財（二次資料を含む）の収集を、積極的に図り、新資料館の活動に多大な成果をもたらすよう努めるとともに、文化財の保存拠点と位置付けるものである。

【収集等の手段】

収集は、寄贈や購入等の手続きを経ることとする。

また、寄託や長期預かり等についても適正な手続きにより受納する。

【収集等の基準】

収集・寄託等については、方針や基準を策定し、業務の適正化を図る必要がある。

【収集等の評価】

収集・寄託等については、学識経験者等によって組織された第三者委員会の承認を必要とし、その客観性と正当性を担保する必要がある。

【計画的・安定的な収集等について】

収集等については、第三者委員会の承認を受けた中長期的な計画に基づくとともに、基金の設置等、安定的かつ継続的に推進していく。

【受納後の登録・管理について】

受納した文化財は、整理等の必要作業を経て、詳細な情報を記録した台帳やリストにより厳正に登録・管理を行うほか、必要に応じて文化財燻蒸消毒、修理、画像撮影等を実施したうえで、新資料館の機能に充当していく。

【保存のあり方】

受納した文化財は、その属性（素材や脆弱性）に応じた適切な保存環境下で安全かつ適正に保存する。

基本構想策定に向けた検討会の提言

【保存環境の構築と維持】

保存環境の構築と維持は、新資料館の活動の基盤となる重要な問題であることに鑑み、建築・設備・什器等は、活動に相応しいものにするとは勿論、文化財科学を担う学芸職員の下、地球環境に配慮した手段に基づき、館内環境の調査や対応等、維持に対する不断の努力を傾注されるべきである。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(4) 「調査研究」について

【調査研究の意義】

新資料館の活動において、全ての基盤であり、活動の正当性を担保するものであるから、常に最新かつ厳正な成果を求めていくべきである。

【調査研究の目的】

調査研究は、新資料館の全ての活動に、その成果が還元され、機能を担保し、維持・充実させるためにある。

【調査研究のあり方】

旺盛かつ幅広い市民の学習意欲に応え、高度化かつ深化する諸研究分野の最新の情報を還元し、新資料館の活動に資するものとする。

【調査研究の成果と公開】

調査研究による成果は、市民に還元されるためのものであり、「公開」や「教育普及」等新資料館の諸事業に活用されるほか、諸事業の基盤となり、いわゆる「データベース」や出版物等により公開していく。

【館外との連携】

市内外の諸団体や諸機関との連携を積極的に進めることとし、新資料館を情報の拠点とする。

【調査研究の設備】

重要かつ最新の書籍や二次資料を多数所有し、調査研究に取り組む環境を整えることで、「知の拠点」に相応しい情報の集積と活用を図る必要がある。

【情報機器類の利用】

日進月歩で進化・専門化する文化財科学や諸研究分野に対応すべく、情報機器や調査・計測機器等の活用を図る必要がある。

基本構想策定に向けた検討会の提言

3. 施設・付帯サービス施設

(1) 【施設整備の目的】

施設や設備は、「1. 基本理念と設置目的」や「2. 機能」に記される内容を十全に果たすためのものとする。

(2) 【施設整備の方向性】

施設は、湯沢市の歴史・文化の象徴となるものであるとともに、施設や設備等は新資料館の機能、自然条件や環境等特別な与条件に対応したものとす。

(3) 【施設整備の注意点】

施設や設備は、幅広い年齢層や多様な来館者の利用を想定し「ユニバーサルデザイン」に対応するものであるとともに、自然エネルギーの積極的な利用等、環境やランニングコストに配慮することとする。

また、現在の博物館学研究や直近の類似施設の事例等を踏まえ、指定品の公開にも堪え得る今日の一般常識的な要求レベルを満たすものとする。

(4) 【施設・設備の管理】

施設や設備は、日常の適切な維持管理や定期的な中規模修繕等により健全かつ安全な状態を維持するものとする。

(5) 【施設・設備の更新】

施設や設備は、その改修や更新等が一定間隔で必要となることに鑑み、計画的な大規模修繕の準備と実施が必要である。

また、展示の陳腐化や収蔵施設の逼迫が必ず発生することを念頭に置き、計画的な更新の準備と実施、あるいは増改築が必要である。

(6) 【施設のあり方】

新資料館は、来館者に知る喜びや学ぶ楽しさ、癒しを提供する空間とする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(7) 【付帯サービス施設】

付帯サービス施設は、新資料館の利用を促進するものであり、利用者の満足度の向上に寄与する。

また、トイレ・洗面所、コインロッカー、休憩・イベント等の共用空間、カフェ、ミュージアムショップ等を設置するなど、非日常的な空間構成、安らぎ、癒やしや眺望性に配慮する必要がある。

(8) 【観光客への対応】

市外からの観光客への対応ができるよう、配慮するものとする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

4. 設置準備について

(1) 【要員と部署】

準備業務の行程表や業務量を策定・算出し、業務を遅滞なく推進するよう、適切な人数からなる専従部署の設置が必要である。

(2) 【要員の構成】

設置準備に対応すべく、専従の事務職員と学芸職員を不足なく配置する。

(3) 【市民との協働】

市民の多種多様な要望や期待を反映し、当事者意識をより強固にすべく、市民向け勉強会や座談会、ワークショップや意見聴取（パブリック・コメント）等を積極的に開催する。

(4) 【児童・生徒との協働】

「新たな湯沢市」の担い手となる児童・生徒に対して、その当事者意識を育むため、ワークショップや資料調査等への参画を積極的に募っていく。

(5) 【情報発信と情報提供の呼び掛け】

準備段階の情報を湯沢市内外に向けて積極的に発信するとともに、文化財の情報提供を広く呼び掛け、情報の掘り起こしを図っていく。

(6) 【諸団体・諸機関との連携】

「知の拠点」としての役割を果たすべく、市内外の類似施設や研究機関との積極的な連携を図っていく。

(7) 【ニュースソースの提供】

県内の報道機関等へ、準備段階の情報を積極的に提供し、新資料館の存在を周知する必要がある。

(8) 【事業の正当性、客観性、学術性の担保】

外部の第三者で組織される諸委員会を必要に応じて設置し、課題の協議検討、諮問等を経て、事業の正当性、客観性、学術性等を担保する必要がある。

基本構想策定に向けた検討会の提言

5. 運営体制について

(1) 【要員と部署】

開館後の業務内容や業務量を精査し、業務を遅滞なく推進する適切な人数からなる専従部署の設置が必要である。

(2) 【要員の構成】

管理業務等を担う事務職員、学芸業務等を担う学芸職員を、いずれも専従で配置する。

(3) 【事業の充実】

新資料館は、設置主体や要員の協力と努力により、市民の期待に応え、充実した事業展開を推進するとともに、自律的な成長を遂げるようにしていく。

(4) 【市民との協働】

運営には、市民の協力が不可欠であり、生涯学習の拠点として機能すべく、ボランティアを始め市民の参画を募っていく必要がある。それにより、案内ボランティアや歴史ガイドの育成に貢献するものである。

(5) 【市民の役割と責任範囲】

市民の参画を求める場合、新資料館及び運営主体と市民それぞれの役割と責任を明らかにして進める必要がある。

(6) 【情報発信】

新資料館や市内に所在する文化財等の情報を市内外に向けて積極的に発信し、湯沢市の歴史・文化の豊かさと、その「ブランド力」を周知するべきである。

(7) 【市内諸施設との連携】

「知の拠点」としての役割を果たすべく、院内銀山異人館・郷土学習資料展示施設・稲庭城・雄勝郡会議事堂記念館等、市内の類似施設の中核的機能を有し、連携を図っていく。

(8) 【市内外の諸団体・諸機関との連携】

類似施設や研究機関との積極的な連携を図っていく。

基本構想策定に向けた検討会の提言

(9) 【施設外との連携】

特色あるジオパーク・史跡・街並み・伝統産業・文化財の探訪等の野外学習や歴史散策の拠点・結節点と位置付けて運営にあたる。

(10) 【広報周知活動】

新資料館の存在や事業等の情報を積極的に提供し、新資料館を周知するよう努める。

(11) 【運営の正当性、客観性、学術性の担保】

学識経験者等外部の第三者で組織される諸委員会を設置し、課題の協議検討、諮問等を経て、事業の正当性、客観性、学術性等を担保する必要がある。

(12) 【関係諸法令等の遵守・市政推進計画との整合性】

運営は、「文化財保護法」や「博物館法」等関係する諸法令等に基づくほか、「湯沢市総合振興計画」、「湯沢市社会教育中期計画」等、中長期市政推進計画に裏付けられたものとし、それら諸法令や諸計画との整合性や合理性に配慮することとする。

基本構想策定に向けた検討会の提言

6. 立地環境について

(1) 【基本的な考え方】

新資料館の立地は、「1. 基本理念と設置目的」や「2. 機能」に記される内容を十全に果たし、「5. 運営体制」の内容に支障を来さない場所とする。

(2) 【立地の歴史性】

市民が利用しやすい場所、歴史性や風致地区と関わりのある場所が望ましい。

(3) 【野外学習等との関係】

特色あるジオパーク・史跡・街並み・伝統産業・文化財の探訪等の野外学習や歴史散策の拠点・結節点として相応しい場所とすることが望ましい。

(4) 【利便性とアクセス】

公共交通機関によるアクセス等、利便性に配慮するとともに、自家用車及び大型バスの利用を考慮した、駐車場の確保が望ましい。

7. 名称について

新施設の名称は「1. 設置目的と基本理念」や「2. 機能」に鑑み、「資料館」や「博物館」「ミュージアム」等、相応しい名称を検討することが望ましい。

基本構想策定に向けた検討会の提言

経緯

- ・平成29年9月22日 歴史民俗資料館の建設促進に関する陳情書を市議会にて採択
- ・平成30年4月1日 湯沢市歴史資料館整備検討会の設置
(委員12人を委嘱、会議は6月、10月、12月の3回を予定)
- ・第1回検討会 6月15日(金) 湯沢市役所本庁舎会議室
- ・臨時検討会 8月23日(木) 雄勝郡会議事堂記念館
- ・子どもたちが考えるミュージアム オープンミーティング 10月9日(火)
湯沢市役所本庁舎会議室
- ・第2回検討会 11月2日(金) 湯沢市役所本庁舎会議室
- ・第3回検討会 12月17日(月) 湯沢ロイヤルホテル

湯沢市歴史資料館整備検討会委員名簿

No.	役職名・職名	氏名	地域	備考
1	湯沢市文化財保護審議会 会長	高橋 喬司	稲川	座長
2	湯沢市湯沢文化財保護協会 会長	齊藤 茂美	湯沢	副座長
3	稲川文化財保護協会 会長	松村 政男	稲川	
4	雄勝歴史研究会 会長	大内 正弘	雄勝	
5	皆瀬文化財保護協会 会長	佐藤 貞雄	皆瀬	
6	(一社) 湯沢市観光物産協会 専務理事	松田 一彦	湯沢	
7	湯沢観光ガイドの会 会長	高崎 眞子	湯沢	
8	湯沢市社会教育委員	小野田 敏昭	皆瀬	
9	(一社) 秋田県建築士会湯沢雄勝支部 理事	清水川 隆	湯沢	
10	湯沢市ジオパーク推進協議会 専門員	山崎 由貴子	湯沢	
11	東北歴史博物館学芸部上席主任研究員兼学芸班長	政次 浩		アドバイザー
12	教育部生涯学習課 課長	和田 晋	湯沢	